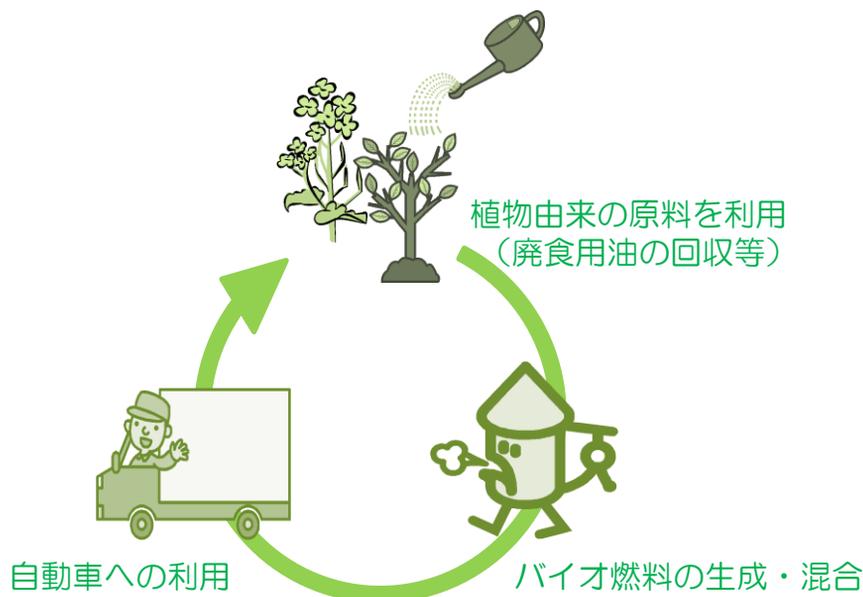


バイオ燃料とガソリン・軽油を 自動車用に混合する方へ

—改正揮発油等の品質の確保等に関する法律のご案内—

平成21年2月25日より、バイオ燃料とガソリン・軽油を混合して自動車燃料として販売・消費する方に、事業者登録と品質確認が義務づけられることとなりました。



適切なバイオ混合燃料の使用で安心・安全の実現を！

1. 安心・安全なバイオ混合燃料の確保・普及に向け、法律が改正されました！

（改正の背景）

- ー 我が国はバイオ燃料導入を促進しています。
 - ・ 京都議定書目標達成計画 2010年に原油換算50万KLのバイオ燃料導入
 - ・ 地産地消の様々な取り組み エタノール・脂肪酸メチルエステル混合
- ー 一方で、濃度管理や攪拌が不適切なバイオ混合燃料により、自動車に不具合が生じています。
 - ※ バイオ燃料とは、植物性の原料に由来する燃料のことで、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料等があります。



高濃度アルコール含有ガソリン
（規格不適合品）による火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油
（規格不適合品）による固まり

揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）改正

（改正の内容）

- ー 平成21年2月25日より、改正品確法が施行され、ガソリン・軽油にバイオ燃料を混合する事業者は、事業者登録と品質確認が義務づけられます。
- ー 法律改正によって、適正な品質のバイオ混合燃料が確保され、消費者が安心して安全に購入・使用できるようになり、円滑なバイオ混合燃料の導入促進につながります。

2. 以下に該当する方は、新たに品確法の義務がかかります。

エタノール 又は ETBE と ガソリン を自動車燃料用に混合する方
脂肪酸メチルエステル と 軽油 「特定加工業者」と呼びます。

- ※ 「特定加工業者」とは法人・個人にかかわらず、反復継続して混合を行う方です。
- ※ ETBEとは、エチル・ターシャリ・ブチルエーテルの略で、バイオエタノールと石油系ガスのイソブテンを合成したものです。
- ※ 脂肪酸メチルエステルとは、廃食用油、パーム油等の植物性油に化学処理（メチルエステル化）を施し、軽油に近い物性に変換したものの（バイオディーゼル燃料）です。

3. 平成21年2月25日より、特定加工業者に以下の事項が義務づけられます。

(1) 事業者登録の義務

- ー ガソリンとエタノール又はE T B E、軽油と脂肪酸メチルエステルを混合する方（「特定加工業者」）は、事業開始前に、事業者登録が必要となります。
- ー 登録にあたっては、適切な混合を行い得る設備を有していること、過去の違反歴の有無等が要件となります。
- ー 登録は、平成20年11月25日より、混合する場所を管轄する経済産業局で受け付けておりますのでお問い合わせ下さい。（連絡先は裏面を参照下さい。）

(2) 品質確認の義務

- ー 特定加工業者は、バイオ混合燃料を自動車用燃料として販売又は自ら消費するときに、その品質が品確法に規定するガソリン又は軽油の強制規格（※）に適合していることを事業者自ら又は分析機関に委託して確認することが義務づけられます。

※ バイオ混合燃料を自ら消費する場合も、不適切な燃料の使用による自動車の不具合により他者を傷つけたり、大気汚染を引き起こしたりするおそれがあることから、品質確認が義務づけられますのでご注意ください。

- ※ 品確法の強制規格では、バイオ燃料の混合上限を定めていますので、遵守下さい。
- ー エタノール 3体積%以下（いわゆる「E3」）
 - ー E T B E 約8.3質量%以下
 - ー 脂肪酸メチルエステル 5質量%以下（いわゆる「B5」）

※ ガソリンの強制規格

※ 軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境（大気汚染防止）
硫黄分	0.001質量%以下	環境（大気汚染防止）
MTBE	7体積%以下	環境（大気汚染防止）
含酸素率	1.3質量%以下	環境（大気汚染防止）
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg/100ml以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001質量%以下	環境（大気汚染防止）
セタン指数	45以上	環境（大気汚染防止）
蒸留性状 (90%留出温度)	360℃以下	環境（大気汚染防止）
トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエステル	0.1質量%以下 5質量%以下*	エンジントラブル防止
*メタノール	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
*酸価	0.13mgKOH/g以下	エンジントラブル防止
*ぎ酸、酢酸及び「 α 」 ピロ酸の合計	0.003質量%以下	エンジントラブル防止
*酸価の増加	0.12mgKOH/g以下	エンジントラブル防止

脂肪酸メチルエステルが0.1質量%を超え、5質量%以下の場合は、「」の項目も満たす必要がある。

4. ご注意

- 登録・品質確認の義務違反は、罰則の対象となります。
登録義務の違反： 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
品質確認義務の違反： 6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 脂肪酸メチルエステルを軽油と混合せずに使用する場合の安全性、排ガス性状は確認されておらず、不具合事例も見られます。そのため、品確法の軽油の強制規格に適合した混合燃料（B5）での使用をお願いいたします。

詳しくは、資源エネルギー庁の品確法の
ホームページをご覧ください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>

—お問い合わせ窓口—

資源エネルギー庁	石油流通課	03-3501-1320
北海道経済産業局	石油課	011-709-1788
[管轄：北海道]		
東北経済産業局	資源・燃料課	022-215-9245
[管轄：青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島]		
関東経済産業局	石油課	048-600-0368
[管轄：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡]		
中部経済産業局	石油課	052-951-2781
[管轄：岐阜、愛知、三重、富山、石川]		
近畿経済産業局	石油課	06-6966-6044
[管轄：福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山]		
中国経済産業局	石油課	082-224-5715
[管轄：鳥取、島根、岡山、広島、山口]		
四国経済産業局	石油課	087-811-8536
[管轄：徳島、香川、愛媛、高知]		
九州経済産業局	石油課	092-482-5476
[管轄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島]		
沖縄総合事務局	石油エネルギー対策統括官室	098-866-1757
[管轄：沖縄]		